流山市上下水道局公告第７６号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び流山市財務規則（昭和６１年流山市規則第１２号）第１２６条第１項の規定により、次のとおり一般競争入札（電子入札）を実施する。

令和８年１０月１４日

流山市上下水道事業管理者　矢幡　哲夫

１　工 事 名　名都借舗装本復旧工事（Ｒ８）

２　工事場所　流山市名都借地先

３　工　　期　契約締結日の翌日から令和９年２月２８日まで

４　予定価格　　９，７１０，０００円（税抜き）

５　調査基準価格　　８，７０１，０００円（税抜き）

６　概　　要

配水管改良工事に伴う舗装本復旧工事

工事延長　　Ｌ＝２５３．３メートル

舗装打換え工　Ａ＝１，１５２平方メートル

７　本件入札に参加することができない者

地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができないものとする。

（１）この公告の日から該当入札の日までの間において、市長から指名停止又は指名除外を受けている者

（２）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者又は入札日前６か月以内に手形若しくは小切手の不渡りをした者

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

（５）入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者と密接な関係を有

する者であるもの

8　本件入札に参加する者に必要な資格

（１）この公告の日の前日において、流山市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和４３年流山市水道事業管理規程第１号）で準用する流山市財務規則（昭和６１年流山市規則第１２号）第１２５条第２項に規定する有資格業者名簿（令和８・９年度）に登載されている者であること。

（２）この公告の日の前日における流山市経営事項審査の審査結果が次に掲げる事項に該当する者であること。

ア　申請業種が舗装工事であること。

イ　流山市内に本店がある者。

ウ　等級格付がＡ・Ｂランクで登録されている者。

（３）この公告の日から起算して過去５年以内に契約金額１３０万円以上の舗装工事について、官公庁等（国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。）発注工事の元請として施工した完成実績（共同企業体としての実績を除く。）が１回以上あること。

（４）建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく舗装工事に係る建設業の許可を有する者であること。

（５）本工事について、２級以上の土木施工管理技士の資格を有する者若しくはこれと同等の資格を有する者又は舗装工事に係る建設工事に関し１０年以上の実務経験を有する者を適正に配置できること。

（６）共同企業体でないこと。

9　入札参加資格審査申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）申請期間

この公告の日から令和８年１０月２０日午後５時まで

（２）申請方法

申請書及び必要書類を電子入札システムにより申請すること。

（３）入札参加資格の有無

競争参加資格確認通知書を令和８年１０月２２日午後５時までにち

ば電子調達システムにより通知する。

１０　事業内容説明に関する事項

（１）設計図書等を示す場所

「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」

https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0P10L_INIT_Action.do

（２）設計図書等を示す期間

入札参加資格審査申請期間と同じ

（３）設計図書の入手方法

「入札情報サービス」内の「入札公告」からこの公告の事業を検索し、それぞれの電子ファイルを入手するものとする。

１１　設計図書に関する質疑及び回答

（１）質疑の提出

ア　期限　令和８年１０月２６日午前１１時まで

イ　宛先　流山市上下水道局水道工務課

ウ　方法　ＦＡＸもしくは電子メールとする。

（ＦＡＸ番号　０４－７１５９－９６０４）

（電子メール　kyusui@city.nagareyama.chiba.jp）

（２）質疑に対する回答

ア　期日　令和８年１０月２７日午後５時まで

イ　方法　ＦＡＸもしくは電子メールによる。

１２　入札書の提出に関する事項

（１）提出期間

令和８年１０月２８日午前９時から令和８年１０月２９日午後３時まで

（２）提出方法

入札金額と「積算内訳書」を電子入札システムにより提出すること。

（３）記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の１１０分の１００に相当す

る金額を入札書に入力すること。

１３　開札の日時及び場所

（１）日時　令和８年１０月３０日午前９時１５分から

（２）場所　流山市上下水道局経営業務課

１４　入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除とする。

１５　入札に関する注意事項

（１）一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（２）本件入札には、調査基準価格を設けているので、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、当該入札を保留し、入札を終了する。

（３）入札回数は、１回とする。

（４）落札者となるべき同価の入札をした者が２以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

１６　入札の無効

（１）入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書

（２）必要事項を欠く入札書

（３）電子認証書を不正に使用した入札書

（４）入札に際して不正を行った者が入札した入札書

（５）提出された内訳書の金額と入札金額が違う入札

（６）予定価格を超える入札書

（７）その他入札条件に違反して入札した入札書

１７　契約の締結について

（１）契約を締結するときは、契約金額の１００分の１０以上（調査基準価格を下回る価格で落札した場合は契約金額の１００分の３０以上）の額の契約保証金（保証事業会社による保証による代用も可とする。）を納めなければならない。ただし、流山市財務規則第１４６条第４項の規定に該当する場合には、契約保証金を免除する。

（２）落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡してはならない。

（３）前金払は、設計金額が５００万円以上の場合、契約金額の４０パーセント以内、中間前金払は前金払を受けた工事が工程の２分の

１を超えた場合、契約金額の２０パーセント以内（ただし、前払金と中間前払金の合計額は契約金額の６割以内）とする。ただし、継続費又は債務負担行為を設定した工事については、各会計年度の限度額以内とする。

（４）部分払は、設計金額が１，０００万円以上、かつ工期が６０日以上で、出来形が３０パーセントを超えた場合、その出来高の９０パーセント以内において、会計年度ごとに１回とする。

なお、部分払を請求した場合、中間前払金を請求することはできない。

（５）流山市上下水道局発注契約に係る労働環境確認に関する要綱第２条の対象となる契約については、契約締結後速やかに必要書類を提出すること。

１８　その他

（１）現場説明は実施しないので、入札参加資格者は各自現場を熟知した上、入札に参加すること。

（２）落札者は、下請を利用する場合は、可能な限り市内業者を利用すること。また、工事用資材は県内産資材、県内企業調達資材を優先して使用すること。

（３）工事現場及び作業員詰所等で使用する物品・飲食物等を購入する場合は、可能な限り市内業者を使用すること。

（４）この公告に定めるもののほか、本件入札の執行等に関する事項は、流山市上下水道局電子入札約款によるものとする。

１９　問い合わせ先

（１）公告の内容　　流山市上下水道局経営業務課経営係
　　電話　０４－７１５９－５３７０（直通）

（２）工事の内容　　流山市上下水道局水道工務課工務係
　　電話　０４－７１５９－３２３３（直通）